

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和36年10月1日に、資格喪失日に係る記録を37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年10月から同年12月までを3万円とし、37年1月から同年3月までを3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年4月1日まで

私は、昭和22年9月1日にA社に採用され、営業職として出張所間を転勤しながら53年10月31日まで継続勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

当時は、A社C出張所が閉鎖したため、D出張所へ転勤した時期であり、給与明細書にも控除の記録がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社提出の在職期間証明書及び雇用保険の被保険者記録により、同社に入社した昭和22年9月1日から53年10月31日の退職に至るまで同社に継続勤務していたことが確認できるとともに、同社の辞令及び36年12月発行の社員名簿により、申立人は36年10月1日に同社D出張所に異動し、申立期間中同社D出張所に勤務していたことが確認でき、元同僚も、「E出張所が閉鎖したため、申立人と同じく36年10月にD出張所に転勤した。」としており、申立人は申立期間D出張所に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が所持するA社D出張所発行の給与明細書では、昭和36年10

月及び同年11月、37年1月から同年3月までの厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、36年12月の保険料については該当月の給与明細書が無いため確認できないが、前後の月の控除の状況から見て同様に給与から控除されていたものと推認される。

さらに、「A社50年史」によると、「昭和36年9月30日にE出張所、C出張所を閉鎖。」と記録され、「昭和36年4月13日、B出張所をD地に移転し、D出張所に改称。」とあるが、社会保険庁の記録では、「昭和37年4月1日、事務所をBからDに移転のため全喪。」との記録が見られ、改称後もD出張所が37年4月1日に新規適用となるまでは、B出張所の名称で適用されており、申立人を除く当時のD出張所の社員9人全員が、B出張所において厚生年金保険に加入している記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（D出張所）により給与から控除されていたと認められ、申立期間については、前述した同僚の状況からA社B出張所の記録とする事が妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、昭和36年10月及び同年11月は3万円、37年1月から同年3月までは3万6,000円とし、該当月の給与明細書の無い36年12月については、前月の給与総額と同じであると推認できることから3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当時の関係資料は保管されておらず不明。」としているが、A社B出張所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年10月1日から37年4月1日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和37年7月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を同年7月から38年9月までは1万8,000円、同年10月から同年12月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月20日から37年1月21日まで

② 昭和37年7月16日から39年1月20日まで

私は、昭和34年4月から37年1月20日まで、A社に勤務した。在職証明書にもその旨記載されているし、退職辞令も37年1月20日付けで交付されているので、この間、厚生年金保険料も控除されていたと思う。

また、A社を退職した後は、C社D工場に採用された。採用後、同社D工場にて数週間の技術講習を受講し、同社代理店であるB社に派遣勤務となったと記憶している。それに伴い、私の社員としての身分も異動したと思うが、その時期は不明である。しかし、私は継続して勤務していたし、私が保管している給与明細でも、給与から厚生年金保険料が控除されている。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が保管する退職辞令により、申立人がA社を昭和37年1月20日付けで退職したことが確認でき、当該退職日に関する記録は、事業所が保管する人事記録、稟議書等の資料の記載内容とも一致する。

また、申立人が同社を退職した昭和37年1月前後に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚11人に係る人事記録上の退職日は、資格喪失日とほぼ一致している上、人事記録上の退職日より前に資格喪失しているのは申立人のみである。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年11月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和36年12月20日付けで申立人が資格喪失した旨を届け出たことは明らかであり、その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人の保管する給与明細により、昭和37年7月から38年4月までの間、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、同じく申立人の保管する退職金明細により、昭和37年1月31日から44年9月30日までの間、申立人がC社D工場もしくはB社に継続して勤務していたことが推認できる。

ところで、前述の給与明細は、その記載内容からB社において作成されたものと考えられるところ、社会保険庁の記録によると、申立人とほぼ同日にC社D工場において厚生年金保険被保険者資格を取得し、その後引き続き他のC社製品の販売代理店と思われる事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、全員が昭和37年7月16日にC社D工場における被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該資格喪失日は、C社D工場に保管されている退職者名簿及び被保険者台帳の記載とも一致している。このことから、C社D工場における申立人の身分は、同日付でB社に異動したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の保管する昭和 37 年 7 月から 38 年 4 月までの給与明細に記載された厚生年金保険料額から、37 年 7 月から 38 年 9 月までは 1 万 8,000 円とし、さらに、37 年 12 月分給与明細より申立人の基本給が同年 11 月に遡^{ぞきゆう}及して昇給した事実が確認でき、38 年 10 月の定時決定では当該昇給後の給与を基に定時決定が行われたものとするのが自然であることから、38 年 10 月から同年 12 月までは 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社はすでに解散しており、当時の関連資料、周辺事情等は確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合に、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主が昭和 39 年 1 月 20 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮崎厚生年金 事案 310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から同年10月まで

私は、昭和37年6月に公共職業安定所の紹介でA県のB社に採用され、養鶏の飼育や鶏卵等に関わる仕事をしていましたが、病気になり同年10月に退職した。

社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かったが、職業安定所に掲示されていた同事業所の求人票では、「社会保険完備」と記載されていたので厚生年金保険に加入していたはずである。

保険料は控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び申立期間当時事務員であった同僚の供述から、申立人が申立期間ごろにB社において夫婦で共働きしていたことは確認できるものの、社会保険庁の記録では、当該事業所は昭和43年5月16日に適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認でき、また、昭和37年7月から担当している元事務員は、「昭和39年ごろ、従業員から厚生年金保険への加入要望があり、経営者に相談したが、経営難や短期で辞める人が多いこと等を理由に、43年5月まで加入手続は行わなかった。」と供述しており、社会保険庁の記録等を裏付けている。

また、申立人が挙げた同僚についても、申立期間当時、厚生年金保険への加入が確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。